

盛岡広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年6月17日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波雫石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉1番地先から 3番14地先まで	新	A 15.0～6.3 m	m 300.5
		B 61.6～10.4	331.4
岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉1番地先から 3番14地先まで	旧	A 15.0～6.3	300.5
		B 36.0～11.5	106.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年6月17日から同年7月17日まで